しがあつたとき、又は同項の規定により同法第四十条の規定の効力が失われたとき。	
項の規定による指定地域、同法第四十二条の二第一項本文の廃止があつたとき、同法第四十二条の二第一項本文の若しくは第七十二条第二項の規定により読み替えて準用する同法第七十二条の二第一項本文の若しくは同法第七十二条の二第一項本文の規定による指定地域、同法第四十二条の二第一項本文の廃止があつたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
項の規定による指定地域、同法第四十二条の二第一項本文の廃止があつたとき、又は同法第四十二条の二第一項本文の若しくは第七十二条第二項の規定により読み替えて準用する同法第七十二条の二第一項本文の若しくは同法第七十二条の二第一項本文の規定による指定地域、同法第四十二条の二第一項本文の廃止があつたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
項の規定による指定地域、同法第四十二条の二第一項本文の廃止があつたとき、又は同法第四十二条の二第一項本文の規定により読み替えて準用する同法第七十二条の二第一項本文の若しくは同法第七十二条の二第一項本文の規定による指定地域、同法第四十二条の二第一項本文の廃止があつたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
規定による指定居宅介護、同法第八十四条第一項の指定又は同法第七十九条の二の指定の効力が失われたとき。	同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
定による同法第四十二条の辞退があつたとき、同法第四十二条の二第一項本文の規定による同法第四十二条の二第一項本文の廃止があつたとき、又は同法第四十二条の二第一項本文の規定により同法第四十二条の二第一項本文の規定により読み替えて準用する同法第四十二条の二第一項本文の若しくは同法第四十二条の二第一項本文の規定により読み替えて準用する同法第四十二条の二第一項本文の規定により	